第４号様式（第８条関係）

議　事　録

<table>
<tr><td>会議名</td><td colspan="3">令和8年度　第3回寒川町都市計画審議会</td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="3">令和8年10月6日（火）10時00分～10時50分</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="3">対面・オンライン併用会議（東分庁舎第1会議室、zoom）</td></tr>
<tr><td>出席者名、欠席者名及び傍聴者数</td><td colspan="3">委　員：大國一郎、森一光、福岡正也、佐藤一夫、<br>廣田淳生、梶田佳孝、山田修嗣、石川永子、<br>中村基寛、大久保泰明、内野晴雄、<br>中丸博史（12名）<br><br>欠　席：小林誠、村田富雄、一條裕喜（3名）<br><br>事務局：都市建設部－飯尾部長<br>都市計画課－栢沼課長、大野技幹、前島主任技師、<br>上条主任主事<br><br>傍聴者：3名</td></tr>
<tr><td>議　題</td><td colspan="3">〇報告事項<br>(1) 茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について</td></tr>
<tr><td>決定事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>公開又は非公開の別</td><td>公開</td><td>非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）</td><td></td></tr>
<tr><td>議事の経過</td><td colspan="3">１．開　　会<br>【飯尾部長】<br>皆様おはようございます。<br>本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきありがとうございます。定刻となりましたので、「令和８年度第３回寒川町都市計画審議会」を開催させていただきます。</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | 私は、都市建設部長の飯尾と申します。よろしくお願いいたします。<br>本審議会は寒川町都市計画審議会条例第1条に記載のとおり、都市計画法第77条の2の規定に基づき設置しており、また、会議の公開については、寒川町自治基本条例の規定により、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開であり、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっていることから、ご入室をいただいておりますのでご了承をお願いいたします。<br>本日の出席委員は12名で、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員が出席されていることから、本日の会議は成立要件を満たしていることを報告すると共に、小林委員、村田委員、一條委員におかれましては所用のため欠席のご連絡をいただいております。<br>また、前回の審議会以降、令和8年8月31日付で町自治会長連絡協議会より大國委員が就任されましたのでよろしくお願いいたします。<br>なお、会議進行の都合上、委嘱状は事前に交付させていただいております。<br>審議会の議事につきましては、議事録を作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等により公開いたしますので、よろしくお願いいたします。<br>本日の審議会でございますが、概ね1時間程度を予定しておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。<br>それでは、配付資料の確認でございます。<br>次第、<br>資料1　審議会の条例、その裏面に資料2委員名簿、<br>資料3　茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について（スライド資料）、<br>資料4　茅ヶ崎都市計画緑地の変更に関連する図書について、<br>資料5　茅ヶ崎都市計画公園の変更に関連する図書について、<br>資料は以上でございます。過不足はございませんでしょうか。<br>本日はWeb併用の会議となっております。ここでWeb参加の方へのお願い事項です。<br>①会議の進行中は、委員の皆様の音声はミュートとなっております。<br>②ご意見やご質問の際には挙手機能を使用していただき、司会からの指名の後、ミュートを解除してご発言ください。また、進行において司会が気づかない際には、マイクのミュートを解除してご発言ください。<br>③資料につきましてはzoomの画面共有機能により共有いたします。 |

| | |
|---|---|
| | ④その他、途中で不具合がございましたらチャット又は電話にてご連絡ください。<br>続きまして、事務局の紹介です。事務局である都市計画課からは、栢沼課長、大野技幹、前島主任技師、上条主任主事が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。<br>それではこれより報告事項に入りますので、梶田会長 司会進行をよろしくお願いいたします。<br><br>**２．報　告　事　項**<br>**（１）茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について**<br>【梶田会長】<br>本日の報告事項は１件となっておりますので、よろしくお願いいたします。<br>（1）茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について、事務局より説明をお願いします。<br><br>【事務局】<br>それでは、報告事項（１）茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について、資料３を基にご説明いたします。<br>本案件は、前回審議会で報告した内容の進捗状況を含めた報告です。なお、資料４及び資料５は、今回の変更で決定しようとしている内容であり、縦覧対象となる法定図書となります。<br>本日は前回いただいたご意見等に対する町の考えを改めてご説明させていただくとともに、今後の流れ等のご説明をさせていただきます。<br>それではまず、前回審議会における報告概要等について、３ページをご覧ください。<br>前回いただいたご意見等について、都市計画変更に関する内容と、その他ストリートスポーツパーク関連の「事業そのもの」や、「みどりの基本計画」などに関するご意見等を分けて整理しております。まず都市計画変更に関するご意見等については、前回審議会で廣田委員及び福岡委員からご発言いただきました。<br>３ページ、手続きのタイミングに関するご意見等、３件、４ページ手続きの周知等に関するご意見等、手続きのタイミングに関するご意見等、都市計画の変更理由に関するご意見等、各１件です。<br>いずれにつきましても、町としての考えは右に記載のとおりであり、 |

| | |
|---|---|
| | 今後の資料で取り入れられる部分については取り入れつつ、引き続き都市計画変更に関する検討を進めてまいります。<br>5 ページから 7 ページをご覧ください。<br>本変更に関連する、事業そのものに関するご意見や、みどりの基本計画に関するご意見など、その他に関するご意見等についてです。こちらでは、福岡委員、廣田委員、石川委員、小林委員、村田委員よりご発言いただいております。<br>内容については、各所管課である、町長室特命担当及び都市建設部都市整備課へ伝えさせていただき、右のとおり、町の考えを記載させていただいております。また、可能な内容については、ご意見を踏まえて今後対応させていただきます。<br>前回審議会における報告概要等に関する説明は以上です。<br>次に、都市計画の案について、9 ページをご覧ください。<br>こちらは今後法定縦覧等を予定している、都市計画の案として決定しようとしている内容です。<br>今回の変更内容としては、都市計画緑地の変更（第 5 号相模川一之宮緑地の廃止）、そして、都市計画公園の変更（3・3・12 号さむかわ西公園の追加）です。<br>都市計画公園の変更としては、「種別、名称、位置、面積」の決定を予定しており、法定図書としては、総括図、計画図、計画書、また、理由書もお示ししております。<br>なお、こちらは総括図となりまして、「位置」を明示しております。<br>10 ページをご覧ください。<br>こちらは、計画図です。都市計画決定をする「区域」を明示しております。<br>なお、緑地の変更に関しては、廃止のため作成はしておりません。<br>11 ページをご覧ください。<br>こちらは計画書です。「種別、名称、位置、面積」を明示しております。<br>12 ページをご覧ください。<br>こちらは理由書です。上位計画の位置づけを含め、今回変更にあたる理由を記載しております。<br>以上が都市計画の案の内容であり、本内容を基に神奈川県との法定協議を実施しました。<br>これにより、都市計画の案が固まったため、今後はこちらの内容にて案の決定をし、案の縦覧等を行ってまいります。 |

| | |
|---|---|
| | 続いて、都市計画の案の縦覧について、14 ページをご覧ください。<br>こちらに記載のとおり、10 月 16 日から 30 日の期間にて、縦覧を実施する予定となっております。<br>周知方法につきましては、前回の審議会でご発言をいただいたところでもありますが、現時点では「町広報」、「町 HP」、「一之宮西自治会における回覧」、「SNS プッシュ通知」「デジタルサイネージ」など、可能な限り周知を図ってまいります。<br>最後に、今後の手続きについて、16 ページをご覧ください。<br>本案件について、都市計画法第 19 条第 3 項に基づく神奈川県との法定協議を終えたことを踏まえ、先ほどのとおり、法第 17 条に基づく案の縦覧を実施する予定です。また、最終的には、本審議会へ諮問という形でお諮りした後、告示を想定しています。なお、本審議会においては、法定縦覧実施である、11 月中旬に開催を予定させていていただいております。<br>以上が報告事項「茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について」の説明となります。<br>よろしくお願いいたします。<br><br>【梶田会長】<br>ただいま、事務局からの説明がありました。<br>こちらの件につきましては、前回令和 8 年度第 2 回都市計画審議会において、報告をいただいた案件でございます。<br>ご説明にあった手続きの流れのとおり、最終的な審議につきましては次回の審議会で、付議という形で諮問を予定されているとのことでございます。<br>次回が最終になりますが、現時点で何かご質問やご意見があれば、お願いできればと思いますがいかがでしょうか。<br><br>【福岡委員】<br>資料 P7 の前回の都市計画審議会でのみどりの基本計画における私の意見について、前回の資料では緑地の総量が 0.73ha 増加するとの記載があり、緑を増やしている誤解をあたえるのではないかとの意見を言わせていただきました。その意見についても載せていただけると町の考えが示せていいと思いましたので、確認と言いますか、補足をさせていただきます。<br>次に、資料 P14 の周知方法についてご説明をいただきましたが、前回 |

| | |
|---|---|
| | の審議会でも意見等が少ないとの話が出ている中で、より多くの住民の合意形成を図っていくことを求められていると思います。<br>　時間がない中で大変だとはいえ、周知方法が従来と変わっていないと思いました。これで本当に、多くの住民合意形成が得られるのかとの危惧があります。今回の法定縦覧が、住民の方から直接ご意見をいただける機会でありますので、従来の周知方法でよいのかとの危惧があります。時間がない中でやれることも限られますが、また意見が少ないとなると、幅広い住民の合意形成が得られての都市計画変更ができるか、との危惧がありますので、ご留意いただければと思います。<br><br>【事務局】<br>　1 点目の前回の都市計画審議会のご意見について、都市計画変更に関連する主だったご意見を記載させていただいたところであります。<br>　ただいまご発言いただいたご意見は、審議会の中でご回答させていただいたところもありましたので、今回の資料には記載しなかったところであります。<br>　2 点目の周知方法について、従来と変わらないとのご意見でありましたが、役場の入口にあるデジタルサイネージにて、10 月 16 日から 30 日の縦覧期間中、こちらの案内を追加して放映することを考えております。また、自治会への回覧用チラシ等につきましても裏面に図面を入れることや、北部及び南部公民館などでも案内を出すことを考えております。<br>　できることは限られていますが、今までよりも周知ができるようにと考えております。<br><br>【福岡委員】<br>　最後に補足としまして、なかなか厳しいとは思いますが、多数の皆様から意見をいただけるよう意識していただきたいです。<br>　デジタルサイネージ等の活用は分かりますが、結果につながらないのはもったいないですので、その点に留意して住民合意の形成に努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。<br><br>【梶田会長】<br>　時間も限られていますが、住民のみなさまに知ってもらうことは非常に重要ですので、色々な手段によって周知いただければと思います。 |

| | |
|---|---|
| | 【廣田委員】<br>資料 P4 の私の意見に対する町の考えについて、これはちょっとひどいじゃないですか。<br>まず、後段に記載の「今回の都市計画変更に関して、町としては、任意の手続きである「素案の閲覧等」も行っており、～」について、係助詞の「も」を使用し、強調されている。任意の手続きまでやっているのだから、と。そして後段に続くと「それ以上の機会を創出してきた」と言われている。では、お伺いしますが、去年の 4 月からどういった住民合意形成、周知、事業に係る住民説明会等の直接的な説明をやってきたのか。4 月に説明会やりましたよね、2 回。私が記憶しているのは。まず、そこの事実確認からお伺いします。<br><br>【事務局】<br>まず、事業に関しては、令和 7 年 4 月 22 日～5 月 21 日にパブリックコメントを実施させていただきまして、ご意見をいただいているところです。その後、町民説明会を令和 7 年 5 月 8 日、10 日に実施しています。<br>町民への周知としましては、広報さむかわ 2025 年 11 月号への掲載や令和 8 年 4 月に事業者決定のプレスリリースをさせていただきました。また、広報さむかわ 2026 年 6 月号では特集を組ませていただいております。<br>それから、令和 8 年 7 月 16 日、18 日には今回の都市計画変更に伴う都市計画説明会をみどりの基本計画の変更とあわせて実施しています。また、みどりの基本計画のパブリックコメントについて、令和 8 年 7 月 21 日～8 月 20 日に実施しています。その後に、都市計画素案の閲覧として令和 8 年 7 月 27 日～8 月 10 日に実施しています。<br><br>【廣田委員】<br>結局、直接的な説明会は計 4 回しか実施していないということですよね。去年の 5 月に 2 回やりました。それから 1 年以上経って、7 月に 2 回やりました。その間に広報周知と言っていますが、直接的な民意反映の適切な機会を設けたのはこの 4 日間しかない事実が明らかになりました。<br>そういったところで、「任意の手続きである「素案の閲覧等」も行っており、～それ以上の機会を創出してきた」と言えるのでしょうか。こ |

| | |
|---|---|
| | れだけの事業規模で。見かけによっては都市計画の案件であり、単純な都市計画公園の変更であると。そんな訳はないですよね。資料 P12 の理由書の中段から後段に書いてある「ストリートスポーツを活用して、幅広い関係人口を獲得できるよう」等の事実を、みなさまが知る機会がこの 4 日間しかなかった。去年の 5 月から 1 年以上、直接的な民意反映の場を設けていないというのはどうゆうことか。これをもって、これだけやってきたとは、非常に言い難いではないでしょうか。町の考えに対しての見解を改めてお伺いします。<br><br>【事務局】<br>町の考えについて、公園事業に関しては昨年の 4 月から説明をさせていただいているところであり、都市計画変更に係る手続きの流れに関しては、資料 P16 に記載のとおり必要な手続きを進めていますので、特段、手続きを抜いてきているという考えはありません。<br>公園整備事業に関しては、廣田委員が申し上げられたとおり説明会が少ないと捉えられる部分はあると思いますが、都市計画変更の手続きとしては、しっかりと説明はしていると考えています。<br><br>【廣田委員】<br>4 回しかやっていないのですよ。結果として。これだけの事業規模で。普通の公園であれば、それでいいかもしれない。そこに、ストリートスポーツパークの計画が含まれているのでしょう。それが今回の都市計画変更案件の住民に周知していただければいけない重要なポイントです。それが抜けてしまっている。1 年以上の時間があったのに。都度、言いましたよね。膝詰めとは言わないが、熟議を尽くすための住民意見反映の機会を設けるべきだと。常に言ってきたにもかかわらず、結局これしかやってこなかった。後は、パブコメや素案の閲覧等の一方向的な手続きをやってきただけで、それ以上の機会を創出してきたと言えるのでしょうか。書いてあるから、聞いているのです。これ以上この件については、過去の話なので言ってもしょうがないですけど。<br>最後に、資料 P16 の手続きの流れについて、先ほど説明があったとおり、次回、最後の都市計画審議会を実施し、遅滞なく告示されるということですよね。期限が書いてはいませんが、前回の都市計画審議会でも申し上げましたが、このままのスケジュールで進めるのでしょうか。それとも、「今後、より分かりやすい周知に努めていく」という言葉が添えられているので、告示までの間に直接的な民意反映の措置をやられる |

| | |
|---|---|
| | のでしょうか。その辺のお考えをお伺いします。<br><br>【事務局】<br>民意反映について、この後に法定縦覧を実施する中でご意見をいただければと考えています。<br>告示のタイミングについては、令和 8 年 12 月の建築工事着手を予定していますので、工事着手前の告示を目指して進めております<br>そのため、資料でお示しさせていただきました手続きのスケジュールのとおり、次回の都市計画審議会に付議させていただきまして、できれば 12 月の前に告示をしていきたいと考えて進めているところです。<br><br>【廣田委員】<br>もう直接的な説明会はやる気がないということは分かりました。縦覧とかこんなのやってもしょうがないので。<br>建築工事の着手前の 12 月に告示という話がありました。前回もお話しましたが、建築工事の前に告示をしなければいけないという条件はあるのでしょうか。改めて、お伺いします。なければ、ずっとやればいい。住民周知を。<br><br>【事務局】<br>建築工事に伴いましては、都市計画変更手続きをもとに進めていくこととして検討しています。告示が遅れることになった場合、当初考えていた都市計画法第 53 条に関する手続き進めていくことになりますが、現状町の方針としては、都市計画変更後に建築工事を行うということになりましたので、12 月までに告示をしていきたいと考えて進めているところです。<br><br>【廣田委員】<br>結局、都市計画法第 53 条ね。53 条と言って、みなさん分からないと思いますが、建築制限の話ですけれども、それが条件になっているとのことです。<br>告示をやらないと、都市計画法第 53 条の手続きが出てしまうことになるので、いずれにしてもこの告示が条件になっていることは分かりました。<br>去年の 4 月にも言っているのですが、何で都市計画変更を先にやらなかったのですか。 |

| | |
|---|---|
| | 【事務局】<br>都市計画変更に伴い、種別、名称、位置、面積及び区域を定める必要がある中、去年の段階では、面積及び区域がまだ定まっておりませんでした。<br>今年の4月20日に設計と施工を一体で発注した業務の業者が決まり、業者の方と調整していく中で面積及び区域を定めることができました。その後、改めて町内で検討したところ、都市計画変更した上で、進めていくことに方針が変わりましたので、去年の4月とは考え方が変わってきているところであります。<br><br>【廣田委員】<br>要は、一方向的な行政手続きをずっとやったり、やらなかったりしてしまったということです。その極めつけが、資料P16の一番左に記載されている令和8年6月29日に実施した都市計画審議会ですが、書面による会議ですね。これにより、告示までの都市計画手続きのスケジュールが決まってしまったということです。<br>手続きについて、前回の審議会でも言いましたが、そこにどうゆう民意反映の適切な措置を講じられ、意見が反映されたか、されてないかを示した上で、審議をしていくものだと思うのですが、それが6月に書面会議によりスケジュールが決められてしまった。6月の都市計画審議会の資料では、12月までのスケジュールに日付が入っていましたが、日付を消して、あたかも色々やっていくことの余白を残した中で進めようとしている。結局、6月の時点で、意見を受け入れる余地もなく決められてしまった。規定のスケジュールで。このことは、この審議会が行政の追認機関ということを改めて示していると言わざるを得ない。何回も言っていますけど、法令上必要なものや昨今の激甚災害などで、このような手続きに長い期間を要したら町民の生命、財産、身体が危ぶまれる、そういった必要性があるのであれば、理解はできます。今回の施設はいかがでしょうか。理由書にも記載があります。こういったことが直ちに、必要性があるものなのか。今やらなければいけないことなのか。時期の適切性、必要性、立地適正、グリーンラインとの親和性、そこへのアクセス性について、住民の方が十分な理解をしていただいた上で、もう良かろう、と判断がなされたならいいですよ。それが、まったく4回の説明会ではなされていないと私は考えていますが、最後にその辺のお考えをお聞きします。 |

| | |
|---|---|
| | 【事務局】<br>令和 8 年第 1 回都市計画審議会は、書面開催とさせていただきました。こちらに対する考えとしましては、都市計画説明会、素案の閲覧等の町民の方から色々ご意見をいただいた上で、そこでいただいたご意見を含めて審議会へ報告をさせていただきたいというところがありました。<br>そのため、第 1 回は書面開催とさせていただいて、説明会、素案の閲覧の後に、第 2 回において、委員のみなさまからご意見をいただいたところであります。<br>施設の必要性やタイミングについて、令和 10 年 7 月に開催予定の次のオリンピックの半年前に公園を建築、完成することが、一番メリットがあると考えており、令和 10 年 1 月に開業を目指し、逆算して進めてきています。建築工事も令和 8 年 12 月から約 1 年間かけて完成させていくことを考えていますので、それにあわせてスケジュールを組ませていただいております。<br><br>【廣田委員】<br>これで最後にします。まったく答えになっていない。私の感想です。<br><br>【森委員】<br>冒頭一言、事務局の方は大変ご苦労様でございます。<br>後付けの都市計画変更のような印象を受けるということもありますが、お聞きしたいのは、都市計画緑地・公園の変更ということで、第 5 号相模川一之宮緑地を廃止して、3・3・12 号さむかわ西公園を追加するとのことでした。<br>この「さむかわ西公園」という名称は公募か何かで名称を決めたのでしょうか。<br><br>【事務局】<br>公園の名称につきましては、町の中で検討し決定しました。<br><br>【森委員】<br>もう 1 点、3・3・12 号さむかわ西公園の理由書に地方創成に向けた取組との記載がありますが、この地方創成とは、どのような関わりがあるのか教えていただきたいです。個人的には、国が、人口減少社会や少子 |

| | |
|---|---|
| | 高齢化の中で全国的に合併促進を進めていくことと思うのですが、ストリートスポーツパークにどのような関わりがあるのかお聞きしたいと思います。<br><br>【事務局】<br>ストリートスポーツパークの整備につきまして、関係人口を増やしていくことを考えています。平成 31 年 4 月に世界大会を開催したことなどを契機に、世界大会に出られた方たちも寒川町へ移住されていることから、今後の少子高齢化や人口減少社会に対して、関係人口を増やし、また、関係人口から定住人口も増やしていくことで、地方創成の一環としてストリートスポーツパークの整備を考えております。<br><br>【福岡委員】<br>色々ご回答をいただいた中で、1 点だけ確認させてください。<br>都市計画変更手続きについて、種別、名称、位置、面積及び区域が決まっていないとできないとのことでしたが、今後の都市計画についても、同じ理屈になるのですか。<br>今回の案件だけなのか、それとも今後も都市計画変更をしていくには、面積等が決まらないとできないとのことなのか。そのあたりを一度、都市計画審議会としてきれいにしたいなと思います。<br>今回だけ決まっていなかったからこのタイミングなのか、今後も面積等が決まらないと都市計画変更ができないのか、そこをはっきりしないと、今回は特例なのか、それとも、寒川町としてはスタンダードなのか、そこの確認をさせていただきたいです。<br><br>【事務局】<br>面積や区域などが定まらないと変更はできない、都市計画の決定はできないとのことでご理解いただければと思います。<br><br>【福岡委員】<br>大まかなところは分かるのですが、今回はより具体的なところが定まっていないから都市計画変更ができなかったと思いますが、同じような形で、具体な詳細が決まらないと動けないのか、それともアウトラインが決まっていればできるものなのかの確認だったのですが、色々な話を聞いている中で、後付け感を感じる部分がありましたが、今回は特例ではなくて、通常の形なのか。それとも、今回は色々な諸事情があって、 |

| | |
|---|---|
| | 具体なものが決まってから動き出したのか。<br>　今後もより具体的な詳細が決まらないと動けないとのことであれば、都市計画法の流れが変わってくるなと思いましたので、そこだけもう一度掘り下げて確認させてください。<br><br>【事務局】<br>　今回のケースにつきましては、事業に関して供用開始の目標時期を定め、そこを目指して進めていくところであります。<br>　本来であれば、町の方で必要性を含め予算を確保し設計、それをもとに法定的な協議や関係機関との協議、土地の所有者、今回であれば国と県になりますが、用地の調整を行い、測量により座標を把握し、エリアを決めた形で都市計画変更を行っていく。そしてその変更が定まった後に、事業化ということで予算をとり、詳細設計を行い、事業者が決まって工事を行うというのが通常の流れであるのかと思います。<br>　今回は、先ほども申し上げたとおり、供用開始の目標時期を見据えて進めていかなければいけない、それを成立させるには、ある程度事業を並走しながらやっていかなければいけない、土地の所有者である、国や県との調整もやっていかなければいけない、基本構想、基本計画を作成しつつ、設計も進めていかなければいけない、というところがありました。<br>　今回については、受注者が決まった後、詳細な設計をしていただき、その内容をもとに都市計画変更の図書を作っていきましたので、手順としては、並走した部分もありますが、決め方としては、従来と同じ都市計画の変更の仕方であるとご理解いただければと思います。<br><br>【福岡委員】<br>　従来と同じとのことで、これ以上細かいことを聞いてもあれですが、少し分かりづらいと思うところがありました。<br>　基本的な流れと違うと認識を持ったことだけ、お伝えさせていただければと思います。<br><br>【梶田会長】<br>　いずれにしても、今回はスケジュール的に後ろがあると思いますが、通常だともう少し議論があるのかとの意見です。<br>　そのあたりを今後は丁寧に対応いただければと思います。<br>　よろしくお願いいたします。 |

【山田委員】
今までの議論の要約のような形になりますが、前回、今回の審議会の中で最も意見の食い違いが生じているところは、条例や法定上のアジェンダと公園整備や管理に係る実態上のアジェンダの相違だと思います。
提案としては、他市や他県の事例をもとに、公園整備や公園運営上のアジェンダをリストアップする。そして、それがどこまで進んでいて、これから何をやらなければいけないのかを明示することでしょう。そうすれば、今回の議論のお互いの収束点が見えてくるのかと思います。
他市にも多くの事例がありますが、例えば、スケートボードパークを活用した地域形成やまちづくりの有名な事例で、おそらく関東で一番有名なものは、都立の武蔵野公園だと思います。
ここは、事故や閉鎖も経験していますし、ローカルと自治体の折衝が行われたという意味では、非常に有名な事例です。ここをモデルに、条例や法令上のアジェンダ、実際に公園をどのように作り、どのように運用するのかのアジェンダをリストアップしてはどうでしょうか。
そして、それらのアジェンダがどこまで、どのように進んでいるのかが分かれば、私たちにもどのように議論を進めていく必要があるのかがより分かりやすくなると思います。
これは提案です。こんなことができればよいのではないか、と思います。

【梶田会長】
是非、確認をしていただき、検討していただければと思います。
その他はよろしいでしょうか。
まだ手続きは続いていますので、今度の縦覧においては、できる限りの周知をして、多くの方が知り、ご意見をいただけるように進めていただければと思います。
それでは、報告事項はこれまでとさせていただければと思います。

**３．そ の 他**
【梶田会長】
続きまして、その他に入らせていただきます。
事務局より何かありますでしょうか。

【事務局】
事務局からは特にありません。

【梶田会長】
委員の皆さんは全体を通して何かありますでしょうか。

【福岡委員】
都市計画審議会の開催にあたってですが、ホームページを見させていただいたところ、時間や場所が記載されていませんでした。
傍聴されたい方からいつやるのかを聞かれることがあるので、ホームページに時間と開催場所も明記していただけると、より多くの方に来ていただける機会になると思いますので、お願いできればと思います。

【梶田会長】
是非よろしくお願いします。

【廣田委員】
次回審議会が最後の審議会になると思いますが、どのような決め方と言いますか、どのような審議を最後にするのでしょうか。

【事務局】
緑地の廃止、公園の追加というところで、付議させていただきますので、ご審議いただくことになります。

【梶田会長】
本日の案件は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

**４．閉　会**
【飯尾部長】
梶田会長、議事の進行ありがとうございました。
本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。また、委員の皆様におかれましてもご協力をいただきありがとうございました。

| | |
|---|---|
| | 次回の審議会開催予定でございますが、11 月 13 日に、今回報告させていただいた「茅ヶ崎都市計画緑地の変更等」に関する審議を予定しております。<br>開催通知や資料等につきましては、改めて皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。<br>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和 8 年度第 3 回寒川町都市計画審議会を閉会いたします。<br>Web 参加の方は、随時退出ボタンを押してご退出をお願いいたします。<br>ありがとうございました。 |
| 配付資料 | 資料 1　寒川町都市計画審議会条例<br>資料 2　寒川町都市計画審議会委員名簿<br>資料 3　茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について（報告）<br>資料 4　茅ヶ崎都市計画緑地の変更に関連する図書について<br>資料 5　茅ヶ崎都市計画公園の変更に関連する図書について |
| 議事録承認委員及び議事録確定年月日 | 出席委員全員により承認（令和 8 年 11 月 2 日確定） |